

【重要事項説明書】

# 特別養護老人ホームこうふく園に

## ご入居される皆さまへ

このしおりには 大切なことが書かれていますので必ずお読みください。

お渡しするときは、担当の職員が説明をいたします。

もしご不明な点がございましたらご遠慮なくお尋ねください。

指 定 介 護 老 人 福 祉 施 設

社会福祉法人大胡至聖会

特別養護老人ホームこうふく園

前橋市大胡町351番地の1

027-280-2522

## 特別養護老人ホームこうふく園重要事項説明書

入居していただくうえで大切な内容をお知らせいたします。同意のしるしとして契約書を確認の上 署名押印をしてください。何か不都合がありましたら、ご遠慮なくお知らせください。

### 1 特別養護老人ホーム こうふく園の概要

#### (1) 法人、施設名

法人名： 社会福祉法人 大胡至聖会

代表者名： 茂木 誠

施設名称： 特別養護老人ホーム こうふく園

所在地： 群馬県前橋市大胡町351番地1

電話番号：027-280-2522

介護保険指定番号：介護老人福祉施設（群馬県 1070102429）

施設長：堀江 正義

#### (2) 法人の理念

「至聖」

#### (3) 施設の理念

「自分らしく」

#### (4) 施設サービス利用定員

介護老人福祉施設（長期入所） 70名

短期入所生活介護（ショートステイサービス） 5名

通所介護（デイサービス） 30名

#### (5) 同施設の職員体制

##### ・特別養護老人ホーム

管理者（施設長） 1名

事務長 1名

事務員 1名

生活相談員 1名

計画担当介護支援専門員 1名

介護職員 45名（介護福祉士、社会福祉主事、ヘルパー2級）

看護職員 5名  
医師 嘱託医1名（内科）  
栄養士 1名  
管理宿直員 3名  
給食 外部業者委託

#### (6) 同施設の設備の概要

全室個室（10室で1ユニット） 75室 短期滞在型サービス含む（内5室）  
リビング8室（各ユニットに1室）  
トイレ各ユニットに3ヶ所設置 車椅子対応  
医務室 1室  
介護ステーション 4室  
浴室 8室各ユニットに個人浴槽、 特殊浴槽 1室  
理容室 1室  
地域交流スペース 1室  
デイサービスセンター  
洗濯室 1室  
ボランティア室 1室

### 2 サービス内容

①サービス計画立案、②食事、③入浴、④介護、⑤生活相談、⑥健康管理、  
⑦理美容サービス ⑧行政手続代行 ⑨日常費用支払代行、⑩所持品保管、  
⑪レクリエーション等

### 3 利用料

#### (1) 入居中の利用料

- ・居住費：室料と光熱水費
- ・食費：朝食費、昼食費、夕食費込（おやつ含む）
- ・介護保険割合負担分等
- ・その他加算関係、料金の詳細については別紙参照ください。

#### (2) その他の料金

- ・特別食  
要した費用の実費負担していただきます。（その都度ご相談ください。）
- ・理美容費  
要した費用の実費負担。1回 1,500円

- ・行政手続代行費

要した費用の実費負担していただきます。

- ・その他のかかる費用としてその都度ご本人、ご家族の方に確認をしてからご請求させていただきます。

(3) 基本料金の減免措置

低所得者で特に生計が困難である利用者に対して減免措置が受けられます。各市町村の窓口にてご相談ください。

(4) 支払い方法

毎月10日までに前月分の請求を致しますので、毎月15日以内にお支払いください。お支払いいたしますと、領収書発行いたします。なおお支払い方法は銀行引き落とし・口座振り込み・現金支払いのいずれかとさせていただきます。

#### 4 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは来所していただき入所申し込み書を記入の上お申し込みいただきます。

申し込み書を参考の上、群馬県入所指針に基づきまして A/B/C の3グループに分けさせていただき、Aグループ(緊急性の高いグループ)に該当された方から順次調査に伺います。その後調査結果を元に入所判定委員会を開催し入所の優先順位が決定され契約をさせていただきます。

(要介護1～2の方は特例入居の対象者のみ、入所が可能となります)

(2) 退所手続き

利用者のご都合で退所される場合。

退所される30日前までにお申し出ください。

自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了させていただきます。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援、又は要介護1～2と判定され特例入居対象外と認定された場合。  
この場合、所定の期間をもって退所していただくこととなります。
- ・利用者がお亡くなりになった場合。

### (3) その他

- ・利用者がサービス利用料金の支払いを6カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合、または利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、退所していただく場合がございます。この場合は30日の内に文書で通知いたします。
- ・利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みのない場合、または入院後3ヶ月経過しても明らかに退院できない場合は文書のうえ通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。ただし、その都度状況を確認し対応させていただきます。またやむを得ない事情により当施設のサービスを終了させていただく場合には契約を終了させていただく場合がございます。この場合終了60日前までに文書で通知するとともに他の介護保険事業所を紹介させていただきます。

## 5 施設利用にあつたての注意事項

- ・面会時間：基本的に制限はございません。また、ご本人様とお気軽に居室にて過ごしていただけます。宿泊については、職員にご相談ください。
- ・外出 外泊：いつでもできます。前の日までにご連絡ください。
- ・飲酒：その都度ご相談ください。
- ・喫煙：施設内全館禁煙となっておりますが、指定の場所のみ喫煙することができます。
- ・所持品：別紙参照してください。

## 6 緊急時の対応

入居中に体調変化等が生じた場合は看護職員、介護職員は緊急連絡先（別紙記入）に連絡、嘱託医または協力医療機関に連絡するなどの適切な対応をいたします。（詳しくは重度化対応についての説明書参照）

## 7 個人情報の取り扱いについて

入退居に関わらずの方とそご家族のプライバシーや秘密を漏らすことはありませんのでご安心ください。ただし別紙定められた範囲内では使用、提供できるものとする。

## 8 第3者委員会の設置 当施設では第3者委員が2名おります。

## 9 相談、要望、苦情の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情は下記の窓口までお申し出ください。そのほかに当施設では意見箱を設置しております。お気軽にご利用ください。

### サービス相談 苦情窓口

電話番号：027-280-2522 担当：志村・大竹

Fax：027-283-2705（24時間）

（受付時間 月～土曜日 8：30～17：30）

なお当事業所の他にも苦情等を受け付ける窓口がございます。

群馬県「運営適正化委員会」 027-230-6669

群馬県国民健康保険団体 027-290-1323

群馬県社会福祉協議会 027-255-6000

各市町村役場窓口

第三者委員

また、要望、苦情等に対して施設の課題とし責任を持って対処させていただきます。

## 10 損害賠償責任

サービス提供中により当事業所に責任ある賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償保険にて対応させていただきます。

その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお声をおかけ下さい。

令和 年 月 日

介護老人福祉施設入所にあたり利用者（家族等）に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項（料金・加算について等）を説明しました。

事業者

所在地 群馬県前橋市大胡町351番地の1

名称 特別養護老人ホーム こうふく園 印

説明者 役職

氏名

印

私は、契約書を確認し本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。又、料金及び看取りの指針についても説明を受け同意致します。

(利用者)

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印

続柄